

自転車は軽車両として車両扱いになり、道路交通法が適用されます。最近、自転車が歩行者とぶつかり、けがをさせて、多額の損害賠償を請求される事案が発生しています。

### 重過失致死

傷罪が適用されますと、法

定刑は5年以下の懲役または禁固か100万円以下の罰金です。

これから資格試験を目指す人は罰金刑以上の刑事罰を受けると不利になる場合もあります。

## 怖い自転車の交通事故

刑事罰の他に民事上の不法行為責任として損害賠償や慰謝料も支払わなければなりません。一般的に中高生は支払い能力がありませんので、監督義務を負う保護者が責任

を負うことになります。子どもに対して日頃から、

自転車に乗る時は、イヤホンなどで音楽を聴いたり、携帯電話を使ったり、傘を差したりしないよう教えておくことが大事です。



交通安全三要素